

憲法24条改正の外堀を埋める 家庭教育支援の法制化問題について考える

清末 愛砂

室蘭工業大学大学院工学研究科准教授

憲法24条改正を求める動き

2018年3月22日、自民党憲法改正推進本部は憲法改正に向けた条文の素案（たたき台）をとりまとめた。具体的には、①自衛隊の憲法明記、②緊急事態条項（国家緊急権）の新設、③教育環境の整備、④参議院選挙合区解消の4項目である。これらは、前年5月3日に安倍首相が自民党総裁として提示した4項目（2017年5月3日付読売新聞朝刊安倍首相インタビュー本文および第19回公開憲法フォーラムに寄せたビデオメッセージ）を基本的に踏襲したものである。ただし、安倍首相が提示した「高等教育の無償化」は、同推進本部での検討の過程で教育環境の整備へと変更された。条文の素案が提示された3日後の2018年3月25日に自民党の

党大会が開催され、その場で憲法改正が2018年度の運動方針の筆頭に挙げられた。同年8月12日に安倍首相が下関市で開かれた講演会で述べたように、次期国会（2018年秋に開会が予測される臨時国会または2019年の通常国会）では自民党が憲法改正原案を国会に提出する可能性がある。それによりこれまで以上に、憲法改正の議論が加速することが予測される。

1950年代以降、日本では保守的な立場（以下「保守改憲派」という。）から憲法改正を求める動きが始まった。こうした動きのなかで、国防軍の設置、天皇の元首化、緊急事態条項の導入とともに、家族の保護や尊重を求めるための24条改正が大きなターゲットとして挙げられてきた¹。基本的に保守改憲派は個人の人権よりも家族を重視し、社会の基礎的単位を個人ではなく家族と考えている。こうした価値観は、天皇を国家の元首かつ唯一の主権者としていた大日本帝国時代に、明治民法によって導入された「イエ制度」の発想と酷似するものである。そうであるからこそ、象徴天皇制ではなく、天皇の元首化（それは必ずしも同帝国のような統治者／唯一の主権者であることを求めるものではない）を望む保守改憲派は、家庭生活における個人の尊厳と両性の本質的平等を謳う24条の改正が必須だと考えてきたのである。

きよすえ あいさ

大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程単位修得退学。修士（国際公共政策、大阪大学）、Master of Research in Research Methods for the Social Sciences（英ブラッドフォード大学）。専門分野は憲法学（特に24条と平和主義）、家族法。大阪大学大学院国際公共政策研究科助手、同助教、島根大学男女共同参画推進室講師を経て、2011年10月より室蘭工業大学大学院工学研究科准教授。著書に『国会を、取り戻そう！—議会制民主主義の明日のために』（共編、現代人文社、2018年）、『右派はなぜ家族に介入したがるのか—憲法24条と9条』（共著、大月書店、2018年）、『自民党改憲案にどう向きあうか』（共編、現代人文社、2018年）など。

憲法24条改正に結びつく家庭教育支援の条例化と法制化の動き

上述したように、現在自民党が進めている憲法改正の具体的な項目には24条は含まれていない。しかし、それは自民党その他の保守改憲派が24条改正をあきらめたことを意味するわけではない。最初の憲法改正が成功すれば、長年のターゲットであった24条改正への着手が考えられる。ここで看過することができない点は、その改正の外堀を埋めるための動き、すなわち本稿が注目する家庭教育支援法案の国会上程に向けた動きが徐々に進められていることである。すでに、自民党は2016年10月20日に家庭教育支援法素案を発表している。また、新聞報道(例えば、2017年2月14日付朝日新聞夕刊)によると、同党は翌年2月に素案の修正を行ったとされている。

一方、地方自治体レベルで、例えば大阪市(2012年5月)や熊本県(同年12月)を筆頭に、家庭教育支援条例の制定が続いていることも見過ごすことができない。後述するように、家庭教育支援の条例化または将来の法制化はいずれも多数の人々に比較的受け入れやすい「家庭教育支援」の名の下で、公権力による家族への介入を可能とするものである。先に進められている地方での条例づくりの波は、国レベルでの法制化の動きと連動しながら、同時にその法制化を周囲から推進するものとして機能している。

公権力による家族への介入がすべて問題あるわけではない。例えば、DVや児童虐待といった家族内の従属関係／支配構造を利用してなされるファミリー・バイオレンス等への対応においては、被害者ができる限り早期に暴力から解放されるようするために、公権力の介入を含むさまざまな施策が求められる。この点は本稿の最後で再考する。問題となるのは、政府が何らかの国家政策を推進しようとする際に、国家にとって理想とされる一定の家族観を個々の家族に押し付けようとする場合である。現在進められている①地方レベルでの家庭教育支

援条例、および②家庭教育支援のための法制化という連動する二重の動きは、後者のパターンといえるものであろう。その点から、上述した憲法24条改正を求める発想との共通点やつながりを見出すことができるからこそ、これらが同条改正の外堀を埋める動きであるといえるのである。

次に家庭教育支援法の法制化の目的に着目しながら、その主な問題点をみていくことにする。なお、本稿では、紙幅の関係から地方自治体の条例については触れない。

少子高齢化対策としての 家庭教育支援の法制化

自民党の家庭教育支援法案の素案は、立法目的をどのように描いているのであろうか。少し長くなるが、それが明確にされている点を素案1条から抜粋する。

「同一の世帯に属する家族の構成員の数が減少したこと、家族が共に過ごす時間が短くなったこと、家庭と地域社会との関係が希薄になったこと等の家庭をめぐる環境の変化に伴い、家庭教育を支援すること(以下「家庭教育支援」という。)が緊要な課題となっていることに鑑み、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神にのっとり、(中略)家庭教育支援に関する施策を総合的に推進することを目的とする。」

すなわち、家庭をめぐる環境の変化に対応するために、家庭教育支援のための施策とそれを支える法制化が必要ということが述べられているのである。立法目的を理解するためのキーワードは、①家族の構成員の減少、②家庭と地域社会との関係の希薄、および③教育基本法の精神の3点にある。

日本は世界有数の少子高齢国家であり、今後も人口の著しい減少を伴いながらその傾向が続いていることが予想される。そのために、政策上、労働市場や高齢者福祉の財源等を支える労働力の確保が喫緊の課題とされており、これまでにも出産奨励や子育て支援を促す施策が国および地方自治体の施策において導入されてきた。その一つが、2013

年以降の安倍政権の戦略として強く謳われるようにになった女性の活躍推進政策である。

女性の活躍推進政策は、〈すべての女性が輝く社会〉をキャッチコピーとして、低迷が続いてきた日本経済の再興のための人材活用策の一環として取り入れられたものである。内閣のなかに「すべての女性が輝く社会づくり本部」(その事務局は内閣官房内の「すべての女性が輝く社会づくり推進室」)が設置されている。また、立法措置としては、2015年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、翌年4月1日から施行されている。

これまでになされた関連する閣議決定やすべての女性が輝く社会づくり本部が公表してきた政策パッケージ等²を読んでいくと、当初より施策の核の一つとされてきたものがみえてくる。それは、政府が理想的と考える父母および子からなる家族の妊娠・出産・育児・介護に対する支援の強化を進めることにある。また、それにより、これらの家族を持つ女性労働者、とりわけ経済的に国家に貢献できるとみなされた高学歴かつ高度なスキルを有する女性労働者が日本経済の再興を支える人材として、各ライフイベントにより労働市場から淘汰されずに、労働を継続または労働市場へ再参入できるようになることが目指されている。したがって、女性の活躍推進政策とは人材活用政策だけでなく、同時に国家にとっての理想的な家族像を「標準家族」とすることを前提とする少子高齢化対策としての側面をあわせ持つ施策といえよう。ここに女性の活躍推進政策と家庭教育支援の法制化との密接な関係を見いだすことができる。

愛国心の強化策としての家庭教育支援の法制化

次に、家庭教育支援法案素案の立法目的のキーワードとして挙げた②家庭と地域社会との関係の希薄および③教育基本法の精神が有する問題点を述べる。

2006年12月、日本国憲法の原理に基づき民主・平和教育を促進してきた教育基本法が改正さ

れた。それにより、同法2条で規定されている教育の目標(改正前は「教育の方針」)に大幅な加筆がなされた。それに対し、特に5号として、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんだ我が国と郷土を愛することとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与すること。」が導入されたことが大日本帝国時代の愛国教育への回帰にあたるとして、教育従事者等から大きな批判が起きた。

大日本帝国時代の教育勅語等に基づく愛国教育および皇民化教育は、当時の帝国主義や軍事主義を強固に支える手段としての機能を果たした。その結果、植民地支配やアジア太平洋地域等への軍事侵略により国内外で甚大な被害が生じた。そうした教育への反省として、1947年に教育基本法が制定されたのである。

素案1条では、教育基本法の精神にしたがった家庭教育支援の施策の促進が謳われている。この場合の教育基本法とは2006年の改正後のものを指している以上、家庭教育支援法が制定されると、公権力により家庭教育の場においても同法2条5号が示す〈伝統と文化の尊重〉および〈国と郷土を愛すること〉(=愛国心)の醸成や促進がなされることになりかねない。そもそも「家庭教育」という言葉自体が大日本帝国時代の1882年に策定された「文部省示諭」の中で初めて用いられたことからもわかるように、日本社会では比較的新しい言葉である。愛国心を醸成し、その下で人々を動員していくために、学校と家を一体のものとしてとらえる施策が導入されるなかで、家庭教育という新語が用いられるようになったのである。こうした歴史的な背景に鑑みながら、現在進められている教育基本法の精神に即した家庭教育支援の法制化の意味を考える必要がある。

また、愛国心の醸成のツールとして公権力による家庭教育支援がなされるということは、憲法19条が保障する思想・良心の自由を侵害することにもなりかねない。19条は21条の表現の自由の保障とともに、精神的自由の中核を占めるものである。それを侵害するということは、基本的人権の包括的規定である13条が謳う個人の尊重を否定すること

にほかならない。

ここで、もう一つのキーワードである②家庭と地域社会との関係の希薄の問題について考えてみる。貧困や暴力等の問題を抱えた家族が地域社会から孤立していくと、公的な支援や救済のしくみに関する情報へのアクセスが難しくなり、被害が隠蔽・拡大する等の弊害が生じる。その文脈では、地域社会とのつながりは重要であり、全面的に否定できるものではない。しかし、この地域社会が大日本帝国時代の「隣組」と同じような機能を果たすことを期待され、実際にその目的で利用された場合には、地域ぐるみで各家族を監視する体制が構築されることにつながる。キーワード③として挙げた教育基本法の精神に基づく家庭教育支援と結びつき、各家族が愛国心の醸成のために地域に協力することが徐々に要請されるようになると、大日本帝国時代の動員・監視体制と同様のしくみができるのである。

公権力の介入はどこまで許されるか

本稿では、憲法24条の外堀を埋める家庭教育支援の法制化問題を主には少子高齢化対策および愛国心の醸成の観点から考察してきた。まとめとして再度、公権力による家族への介入がどこまで許されるのか、という点を検討したい。

各家族の私的自治の原則の観点からすれば、公権力が家族に介入することは許されない。日本を含む多くの国々では、DVや児童虐待等の暴力が生じていることが明白であろうとも、民事不介入の名の下で公権力がそれらの家族に介入せずに、結果的に暴力を見逃す事態が生じてきた。1970年代、世界各地で展開されてきた女性解放運動によりジェンダーに基づく暴力が問題視され、それへの対応としてDV防止関連の立法化がなされた。これにより警察による介入が可能となり、また暴力のサバイバーのために各種の法的救済の道が徐々に開かれた。家族内の従属関係から生じる暴力の被害から個人の尊厳を守るために、公権力の介入を一定程度認める施策がとられたのである。日本

では2001年にDV防止法が制定され、その際に家庭生活における個人の尊厳と両性の本質的平等を謳う憲法24条が憲法上の重要根拠条文となつた。

そうした事例から考えると、公権力介入を認めるか否かの線引きは人権侵害、被害者の救済、被害拡大の回避の観点から判断されるべきという一つの結論を導くことができる。すなわち、〈人権〉と〈個人の尊厳〉を基軸にすることで、公権力による精神的自由を含む各形態の自由権の否定と公権力による社会権的な介入の双方を担保するのである。本稿で述べたように、家庭教育支援の法制化はその立法目的からして前者に相当するものである。したがって、現在進められているその法制化の動きについては、憲法原理に照らして問題視することが求められているのではないだろうか。■

《注》

- 1 1950年代以降の保守改憲派による憲法24条改正の主張は、例えば、1954年の自由党による「日本国憲法改正案要綱」、2004年の自民党憲法調査会憲法改正プロジェクトチームによる「論点整理」、2012年の自民党による「日本国憲法改正草案」等に示された通りである。
- 2 女性が輝く社会づくり本部は、女性の活躍推進政策にかかる政策パッケージとして、「すべての女性が輝く政策パッケージ」(2014年10月10日決定)を公表し、それ以降は年度ごとに「女性活躍加速のための重点方針」を策定している(2015年版から2018年版)。

《参考文献》

- 清末愛砂(2018)「憲法の観点から家庭教育支援法案を考える—平和主義としての24条、自由権、社会権に着目しながら」『女も男も』No.130、10-15頁。
- 打越さく良(2018)「家庭教育支援法の何が問題なのか?—24条を踏みにじる国家介入」、中里見博・能川元一・打越さく良・立石直子・笛沼弘志・清末愛砂著『右派はなぜ家族に介入したがるのか—憲法24条と9条』大月書店、46-74頁。
- 清末愛砂(2017)「女性学・ジェンダー研究は変容を求められるのか—女性の活躍推進法時代を迎えて」『女性学』Vol.24、31-42頁。
- 木村涼子(2017)『家庭教育は誰のもの?—家庭教育支援法はなぜ問題か』(岩波ブックレットNo.965)、岩波書店